

## 明治9年の国立銀行条例改正

同志社大学 鹿野嘉昭

本報告では、明治9年の国立銀行条例改正前の国立銀行はどのような状況にあったのか、国立銀行は銀行券の兌換請求の増嵩とともに極度の営業資金不足に陥ったとされるが本当にそうなのかといった問題や、条例改正の背景とその経済史的意義について改めて検討した。その結果、次のような新たな知見を得ることができた。

すなわち、第1に、明治9年8月の国立銀行条例改正までの間、最大手の第一国立銀行の動きを反映して国立銀行全体としての主たる資金調達手段は官公預金であり、銀行券の発行は限界的な役割しか果たしていなかった。それゆえ、金銀内外比価の拡大とともに銀行券が発行不能になり、これが国立銀行の営業資金不足を招いたという通説には首肯できない。

第2に、官公預金にかかわる資産保全規制の強化および銀行券の発行環境の悪化に伴う営業資金不足に対応するべく、国立銀行4行は明治7年9月から9年6月にかけて、政府紙幣の貸し下げを幾度か受けた。その際、国立銀行は銀行券を返納したうえで金札引換国債の返還を受け、これを改めて政府に政府紙幣借り受けにかかわる担保として差し入れた。その結果、国立銀行の銀行券発行枠は政府紙幣の借り受け増大とともに通減し、9年6月末には8万円まで縮小するなど、その発券機能は事実上消滅した。

第3に、明治9年の国立銀行条例改正を促した要因として最も重要なのは、政府が俸禄制廃止という秩禄処分に伴って華士族に下付した交付国債の一種である金禄公債の不胎化要請であった。加えて、国立銀行の営業資金不足を解消するとともにその後の開設ラッシュを下支えしたのは、金兌換の廃止および銀行券発行枠の拡大ではなく、金禄公債の資本金払い込み手段としての容認および最低資本金の20万円から10万円への引き下げであった。

第4に、金禄公債の不胎化は、国立銀行が銀行券の発行に際し政府に供託する公債の対象に金禄公債を付加して当該公債による資本金払い込みを容認するというかたちで実施された。事実、金禄公債の約3割は国立銀行の資本金となって塩漬けされ、市中で売却されることがなくなったのである。

第5に、金融論の視点に立つと、国立銀行条例の改正に伴い、そもそも将来における現金支払いを確約するだけの金禄公債が国立銀行の資本金となるとともに政府に供託されることを通じて銀行券の発行を可能とするというかたちで現時点での現金へと時間変換のうえ転化された。このようにして金禄公債の発行という財政措置が現時点での疑似資本に変換されたことで銀行券の増発が可能となるという信用創造機能が作用したことにより国立銀行は成長資金を潤沢に供給し、金融面から産業の発展を支えたといえる。これこそが明治9年8月に公布された国立銀行条例改正の経済史的意義といえる。